

高知県耕地自然災害防止事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(新)

第1条 (略)

(補助の目的及び対象事業)

第2条 県は、高知県耕地自然災害防止事業実施要領 (以下「要領」という。)の規定に基づき定められた耕地災害危険地域において、生産基盤の保全並びに民生の安定と地域の活性化を図るため、市町村 (以下「補助事業者」という。) が行う災害未然防止事業 (以下「補助事業」という。) に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業の種類及び補助率等)

第3条 前条に規定する補助事業の種類及び補助率は、別表第1のとおりとする。

(補助金交付の申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第3号様式とし、所管の農業振興センター所長 (以下「所長」という。)に提出するものとする。

(旧)

第1条 (略)

(補助の目的及び対象事業)

第2条 県は、災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第40条の規定に基づき定められた地域防災計画に掲げる耕地災害危険地域において、生産基盤の保全並びに民生の安定と地域の活性化を図るため、市町村 (以下「補助事業者」という。) が行う災害未然防止事業 (以下「補助事業」という。) に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。

(補助事業の種類及び補助率等)

第3条 前条に規定する補助事業の種類及び補助率は、次のとおりとする。

(補助金交付の申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第3号様式とし、知事に提出するものとする。

(変更承認申請)

第5条 補助事業者は次の各号のいずれかに該当する場合は、別記第4号様式による変更承認申請書を提出し、**所長**の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の中止**又は**廃止

(竣工届)

第6条 補助事業者は、該当工事が竣工をしたときは、遅滞なく別記第5号様式による竣工届を**所長**に提出しなければならない。

(実施設計書等)

第7条 補助事業者は、実施設計書及び変更設計書に別記第6号様式を**添えて所長に提出し**、審査を受けた上でなければ工事を施行してはならない。

(実績報告等)

第8条 補助事業者は、事業完了後30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに別記第7号様式による実績報告書に次に掲げる書類を添付して、**所長**に提出するものとする。

なお、これにより難いときは、翌会計年度の4月15日までとする。

2 (略)

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を別記第10号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに**所長**に報告するとともに、**所長**の返還命令を受けて

(変更承認申請)

第5条 補助事業者は次の各号のいずれかに該当する場合は、別記第4号様式による変更承認申請書を提出し、**知事**の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の中止**若しくは**廃止

(竣工届)

第6条 補助事業者は、該当工事が竣工をしたときは、遅滞なく別記第5号様式による竣工届を**知事**に提出しなければならない。

(実施設計書)

第7条 補助事業者は、実施設計書及び変更設計書について、別記第6号様式を**作成し**、知事の審査を受けた上でなければ工事を施行してはならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、事業完了後30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに別記第7号様式による実績報告書に次に掲げる書類を添付して、**知事**に提出するものとする。

なお、これにより難いときは、翌会計年度の4月15日までとする。

2 (略)

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を別記第10号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに**知事**に報告するとともに、**知事**の返還命令を受けて

これを返還しなければならない。

(概算払)

第9条 補助事業者は、規則第14条ただし書に規定する補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第11号様式による概算払請求書を所長に提出しなければならない。

(補助の条件)

第10条

- (1) (略)
- (2) 所長は、必要があると認めるときは、補助事業者の実施状況、補助金の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実施に調査できるものとする。
- (3) 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

第11条から第12条 (略)

(附則)

- 1 (略)
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第10条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

これを返還しなければならない。

(概算払)

第9条 補助事業者は、規則第14条ただし書に規定する補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第11号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第10条

- (1) (略)
- (2) 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者の実施状況、補助金の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実施に調査できるものとする。
- (3) 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

第11条から第12条 (略)

(附則)

- 1 (略)
- 2 この要綱は、平成33年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第10条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附則)

この要綱は、令和3年5月27日から施行し、令和3年度事業から適用する。